

■研究論文

ゲオルグ・シャンツと『フィナンツアルヒーフ』誌

武 田 公 子

はじめに

ドイツの、とりわけ邦レベルに於ける所得税制度成立過程を考察する上で、ゲオルグ・シャンツの研究業績と彼の創刊した雑誌『フィナンツアルヒーフ』¹⁾とは非常に重要な、それでいてどこことなく特異な役割を持って現われる。19世紀後半に「三巨星」によって築かれたドイツ古典派財政学の体系に依拠しつつ、他方で社会政策学派の財政学とは一線を画する形で、とりわけ個別分野に関して独自の研究成果をもたらしながら、その全体像が明らかになっていない感があるからである。

シャンツについてはわが国でも「所得概念と所得税法」²⁾「地方税に於ける租税原則の問題について」³⁾という二つの論文を通じて知られるとおり、個別的な研究分野に於いてきわめて現代的な、今日でも高く評価される業績を残している⁴⁾が、財政学に関する体系的な著書を残さなかったこともあって、彼のこれらの研究が当時のドイツの財政問題に対してどのような立場に立つものであったか、また当時のドイツ財政学界の中で彼の研究は如何なる位置にあるものなのか、ということは明らかにされていない。また、シャンツ時代の『フィナンツアルヒーフ』誌は今日の同誌と明らかに性格が異なり⁵⁾、きわめて「資料集」的 *archivarisch* な性格を持っていた。同誌に掲載された豊富な資料類は当時の諸邦の財政制度を研究する者にとってきわめて好都合なのであるが、シャンツがなぜかかる性格の雑誌を創刊したのか、それが当時の財政学界に於いてどのような意味を持っていたのか、もまた明らかにされていない。

そこで本稿は、1. シャンツ個人の研究歴の

中での『フィナンツアルヒーフ』の位置、2. 当時のドイツ財政学の中でのシャンツと『フィナンツアルヒーフ』の意義、を考察することを課題とする。その際、とりわけ同誌の創刊が、ドイツ社会政策学会に於ける論議を経た後の給付能力学説の支配的地位の獲得、その後のドイツ諸邦に於ける所得税制成立、という時代背景を持つことに注目し、かかる局面にシャンツと『フィナンツアルヒーフ』誌とが如何なる意義を持ったのか、を明らかにしたい。

注

- 1) 1884年創刊。Cotta Verlag より、各年次 *Jahrgang* につき2分冊 *Band* ずつ発行。なお、出版社は44 Jg. (1927) 以降 J. C. B. Mohr-P. Siebeck に移った。
- 2) Schanz, *Der Einkommensbegriff und die Einkommensteuergesetze*, *Finanzarchiv* Jg. 13, 1896, S. 1-87 (以下、*Einkommensbegriff* と略す) なお、この論文については佐藤進『現代税制論』日本評論社 1970年、117-126ページ、及び篠原章「ドイツにおける所得概念論争—シャンツの所得税を中心に—」『経済研究(成城大学)』95号、1987年、等で紹介されている。
- 3) Schanz, *Zur Frage des Steuerprinzips bei den Gemeindesteuern*, *Finanzarchiv* Jg. 32, 1915 (以下、*Steuerprinzip* と略す) この論文は藤谷謙二『地方財政論』龍吟社、1944年、において詳細に紹介され、今日でも地方税に於ける応能原則の適用を主張する立場の多くがこの論文に依拠している。
- 4) この二つの論文—所得概念論と地方税原則論—のもつ意義については拙稿「ドイツにおける所得税制度の成立—ゲオルグ・シャンツの租税論を素材として—」『都市問題』1989年11月号、

12月号掲載予定、を参照。

- 5) 現在の『フィナンツアルヒーフ』においては「アルヒーフ」は「論叢」の意であり、シャンツ時代のそれはむしろ「資料集」の意であると思われる。

I シャンツの経歴と業績

まず、『フィナンツアルヒーフ』創刊に至るまでのシャンツの研究遍歴を概観し、彼の研究の中での同誌の位置を見てみよう。

シャンツは1853年にバイエルン王国ウンターフランケンのグロースバートルフ Großbardorf という小農村に小学校教師の息子として生まれた¹⁾。ミュンヘン大学で国民経済学を専攻したが、3年目に休学し、ストラスブルク大学で法制史や歴史学を学び、シュモラーに師事²⁾しつつドイツ職人組合史に関する論文を執筆し、同論文でミュンヘン大学の学位を得た。

ミュンヘン大学卒業後、彼はバイエルン王国統計局に就職し、後にバイエルン統計局次官となるゲオルグ・マイヤー Georg Mayr³⁾のもとで1年余り見習生を勤めた。シャンツは自らの研究について「演繹的に得られた考察を帰納的方法を用いて証明する」⁴⁾もの、と述べ、その際に様々な統計や調査を駆使し、制度の現実の状態を詳細に分析することを重視している。これには統計局時代の経験が影響を与えているものと思われるが、資料や統計に関する彼の関心の強さは後の『フィナンツアルヒーフ』編集にも反映されている。

その後ベネーケ財団の懸賞論文に応募するために退職、ロンドン留学や国内での資料収集によって『中世末期までのイギリスの貿易政策、とりわけ第1チューダー王朝ハインリッヒ7世、8世治下に関して』⁵⁾を執筆し第1回のベネーケ賞を受賞した。これを期にマールブルク大学講師(1879～1880年)となり、その後エアランゲン大学員外教授(1880～1882年)を経て、1882年にヴュルツブルク大学教授に就任した。エアランゲンもヴュルツブルクもマイン川沿いの都市であり、この時期鉄道網の整備に伴う水

運の凋落、他方での運河建設の進展が見られたことなどもあって、この間シャンツは水運や運河についての経済学的研究を多く残した。また90年代後半には保険制度に関する社会的な関心の高まりもあって、失業保険の国内・国外の制度的研究を行い、またこれに関連して貨幣・信用制度や貯蓄銀行に関する論文も書いた。

以上のようにシャンツの研究はその時々彼の関心、ないしは社会的関心のあり方によってさまざまに移り変わっているが(シャンツの主要な発表論文については表1参照)、「私の研究活動の中で最も包括的なのは財政学の分野である」⁶⁾と彼自身述べている。『フィナンツアルヒーフ』創刊以前には、財政学の分野での公表論文は、彼の自伝中の業績一覧を見る限りでは麦芽税に関する論文一本のみであり、なぜ財政学の分野に関心を持ったのか、について彼は明確に述べていない。

財政学分野に於ける彼の代表的著書は『スイスの租税、19世紀初頭以降のその発展』全5巻⁷⁾である。この著書のために彼は長期間に亘る綿密な調査を行い、また当時スイスに留学していたセリグマンなどアメリカの財政学者とも交友を持った⁸⁾。この経緯が『フィナンツアルヒーフ』に国際的な性格を付与する際の人脈の広さに影響を与えたものと思われ、またその後シャンツの所得概念がアメリカのヘイグ、サイモンズに継承される契機となったのではないかと思われる。

さて、『フィナンツアルヒーフ』創刊(1884年)後、同誌に掲載されたシャンツの論文は、租税転嫁の問題、個人税と法人税、二重課税、最低生活費問題、各邦の租税改革・財政分析、収益税、所得概念、相続税、市町村税、公債などテーマは多岐に亘る。これらのなかでは、「はじめに」でも触れた「所得概念と所得税法」、「市町村税に於ける租税原則の問題について」の他に、とりわけバイエルンを中心とする収益税制の発展と所得税への移行の問題、ドイツ各邦に於ける直接税制度の調査、および相続税制度に関する歴史学・学説史的研究、等が高く評価される。

表1 シャンツの主な発表論文一覧

年	経 歴 ・ 主 な 発 表 論 文
1853	3.12 グロースバードルフ（下フランケン）生
1875	ミュンヘン大卒業 バイエルン統計局勤務
1877	「ドイツ職人組合の歴史について」でミュンヘン大博士号
1879	ベネーケ財団懸賞論文「中世末期のイギリス貿易対策」
1880	エアランゲン大員外教授
1882	ビュルツブルグ大教授 「バイエルン麦芽税における間接的消費税の転嫁問題について」
1884	『フィナンツアルヒーフ』創刊 『フランケンにおける植民と工業の歴史』
1885	「ドイツ及び他の諸国における相続税」
1885～1919	ドイツ各邦の税制改革の調査・研究
1890	『スイスの租税、その19世紀初頭からの発展』全5巻
1892	「租税義務問題について」「株式会社の課税」
1893	『マイン川チェーン曳航船』
1894	『19世紀マイン川水運とその将来の発展』他、水運関係の研究
1895	『失業保険の問題について』（1897、1901年に再論）
1896	「所得概念と所得税法」 「ドイツ諸邦及びオーストリアにおける協同組合課税」
1898	「ドイツ及び外国における相続税の比較研究」
1900	「バイエルンの収益税とその発展」「バイエルン租税改革の問題」 「相続税の歴史及び理論の研究」
1907	バイエルン終身上院議員就任
1908	「公的債務」「最低30年間のドイツにおける公債管理について」
1909	「最低生活費とその免税」
1910	「国債原簿とその利用」
1911	ビュルツブルグ大総長就任
1914	「1914現在のドイツ諸邦及び市町村直接税の概要」
1915	「市町村税における租税原則の問題について」
1922	「新相続税法に関するいくつかの覚書」
1923	「二重課税と住民団体」
1924	「1923. 6. 23 邦税法改正と1924. 2. 14 租税緊急令の財政調整法」
1925	「1924. 8. 16 ロンドン会議に基づくドイツの賠償」
1926	「相続税」「贈与税」
1931	12. 19 死去

〈資料〉Georg Schanz, Selbstbiographie, *Finanzarchiv N. F.* Bd. 1, 1933.

しかしこれらの研究は殆ど第一次大戦前までのものであり、ヴァイマル期の論文は賠償問題やライヒ税制改革に関するものなど教えるほどしかない。このことは第一次大戦とその結果がドイツ古典派財政学に与えた壊滅的打撃、無力感をおそらくシャンツも感じたのであろうと思わせるが、他方でシャンツは、ヴュルツブルク大学総長就任後大学の行政に忙殺されたことや、ウンターフランケン・アシャッフエンブルク県議会に大学代表として選出されたこと、ま

たバイエルン邦議会終身上院議員に任命されたことなどによって、「雑務に追われて、研究の多くを中断」⁹⁾せざるをえなかった、と述べている。1904年から留学中にシャンツに師事した神戸正雄氏も「先生は学問研究の傍、バイエルン国、フランケン州などの実際政治をも指導せられた。就中、1910年に於けるバイエルン国税制改革は先生のアルバイトに外ならなかった」¹⁰⁾と述懐している。

以上がシャンツ個人の研究の流れからみた

『フィナンツアルヒーフ』創刊・主宰の経緯であるが、次に同誌創刊の社会的背景、ないし背景となるドイツ財政学の状況について考えてみたい。

注

- 1) シャントの経歴については主として、Schanz, Selbstbiographie, *Finanzarchiv N. F.* Bd. 1, 1933 (以下、Selbstbiographie と略す) による。
- 2) 歴史学の分野でシュモラーに師事したとはいえ、シャントは財政学上の立場としてはシュモラーの倫理的学説については批判的であった。例えば、倫理的国家観から納税義務を捉え、所得概念を経済的概念としてよりもむしろ個人の欲求充足に於ける個性としたシュモラーを、シャントは「決疑論的」kasuistisch であると批判している。すなわち「人格の高揚」というような倫理的問題を所得概念に持ち込み、給付能力の尺度を主観的要素に求める見解を批判しているのである。Vgl., Einkommnsbegriff, S. 6.
- 3) 京都大学経済学部図書室の「マイヤー文庫」は彼の蔵書であり、バイエルンに限らず第一次大戦前ドイツ全般に亘り豊富な統計資料を所蔵している。
- 4) Selbstbiographie, S. 27.
- 5) Schanz, *Englische Handelspolitik gegen Ende des Mittelalters mit besonderer Berücksichtigung des Zeitalters der beiden earsten Tudors Heinrich VII. und Heinrich VIII.*, Leipzig, 1881.
- 6) Selbstbiographie, *Finanzarchiv N. F.* Bd. 1, 1933, S. 25.
- 7) Schanz, *Die Steuern der Schweiz in ihrer Entwicklung seit Beginn des 19. Jahrhunderts.*, Stuttgart, 1890.
- 8) セリグマンはシャントの『スイスの租税』について、「経済学文献史上、アメリカの財政学徒にとってこれに比肩し得る価値のある外国文献が出版されることは稀である」との最大級の賛辞を送った。Erwin R. A. Seligman, *Essays in Taxation*, 10 th, edition revised, New York, 1931 : reprint of economic classics,

New York, 1969, S. 568.

- 9) Selbstbiographie, *Finanzarchiv N. F.* Bd. 1, 1933, S. 42.
- 10) 神戸正雄「恩師シャントを悼む」『経済論叢』34-2、1932年、453ページ。

II 『フィナンツアルヒーフ』創刊時のドイツ財政学の状況

前途のように『フィナンツアルヒーフ』創刊に至った動機、経緯についてはシャント自身はあまり明確にしていない。しかし1873年に設立された社会政策学会と、そこでの財政学の分野に関わる幾度かの討議が彼に大きな影響を与えたことは推測できる。

まず第一に、同学会に於ける給付能力¹⁾原則と所得税をめぐる議論である。1873年の論集では「人的課税」をテーマとした同学会での討議内容が、またその翌年にはこの討議を受けてのノイマンの所得税に関する論文が出版された²⁾。1873年の学会での討議では、給付能力というのは未だ空疎な概念であり、恣意的に用いられ易い、とのシュモラーの見解を引用したナッセの反対論が提出されている³⁾。しかし給付能力説はシェフレ、フォッケ、ヴァグナー、ロッシェーら多くの支持を得、「最上級の、そして唯一権威のある租税配分原則」⁴⁾と評価され、その結果邦税に於ける給付能力説の一般的妥当性を認めるに至った⁵⁾。しかし給付能力説を擁護する立場でも見解はさまざまに異なっており、シェフレ、ロベルト・マイアー、フォッケらは専ら給付能力に応じた課税を主張したのに対し、ヴァグナー、ロッシェーらは給付・反対給付原則を特定の行政分野に関して容認していた。また給付能力課税として如何なる税制が適当であるかという問題に関しても、それを純収益課税に求めるフォッケ、直接税のみでなく間接税をも含めたヴァグナー、ノイマンなど、見解は必ずしも一致したものではなかった。とはいえ最終的には所得税制を支持する見解が大勢を占め、このことがドイツ諸邦に於ける所得税の導入、とりわけプロイセンのミーケルの改革

(1891年)に理論的根拠を与えたことは言うまでもない。

第二に、基幹税として所得税を前提とした上で、同学会ではその補完税として財産税に注目した。1875年の同学会第3回総会でノイマンによる「これまで通常収益税によって果たされてきたところのいわゆる有基的所得⁶⁾への相対的重課は、一般的所得税そのものあるいは財産税と所得税との適正な組合せに移譲すべきであり、後者は即座に広範な範囲で収益税にとって変わる」⁷⁾とのテーゼが承認されて以降、前述のような給付能力説を前提とした租税制度のあり方をめぐる議論は、最終的には「所得税+財産税」制度へと収束していった。

現実の租税制度の上でも、ミーケルの改革以降「所得税+財産税」制度はその他のドイツ諸邦でも相次いで導入されて行くことになる。プロイセン以前に所得税を導入していたザクセン(1878年)、バーデン(1884年)、ヘッセン(1884年)などでは、補完税はいずれも収益税であったが、20世紀初頭にはいずれも財産税に移行した。また、収益税制度が根強かった南部ドイツとりわけバイエルンでも1912年には所得税が導入され、1919年には補完税は収益税から財産税へと移行している。

以上のような学界の動向や租税制度の趨勢を、シャンツは必ずしも肯定的にはみていなかったようである。例えば、(1)所得税と財産税という性質の異なった租税を結合させることは困難であり、諸邦の事情によっては(特にバイエルンの場合)有基的所得重課の意味では収益税を軽減した上で補完税として残存させることをむしろ是とすること⁸⁾、(2)補完税の収益税から財産税への移行に際して収益税が地方税として移譲される傾向は、地方税=応益税なるドグマによって正当化されているが、このドグマには疑問があること⁹⁾、などの問題を提起し、プロイセン型の租税制度に対してむしろ懐疑的であった。

シャンツは「個人はその給付能力の程度に応じて共同体を支えるべきであるとの見解に立つ」¹⁰⁾限りで、国家を倫理的な共同体とみなす国家有機体説の枠を出るものではなく、ドイツ

古典派の給付能力説を前提とした上で、給付能力に応じた課税としての所得税制への移行を必然的と見たのであって、この意味では社会政策学派的財政学と同様の立場にあったのである。しかし彼はバイエルンに主として研究の場を置いたこともあって、諸邦の社会・経済発展の相違、階級利害の相違から生ずる多様な租税制度を現実として捉えることを彼の租税論、ないし『フィナンツアルヒーフ』の課題としてしいた。この点で、プロイセン主導の「社会政策」を追及し、プロイセンの租税制度を規範とする社会政策学会とは一線を画していたのである。

注

- 1) 給付能力 *Leistungsfähigkeit* は確かに非常に漠然とした概念であり、論者によってその内容は異なっている。フランス革命の影響を経てアダム・スミスの租税原則で定式化されたところの応能説が自由主義的国家観に基づくのに対し、給付能力説は有機的国家観と結びついていることが特徴である。Vgl., Dieter Pohmer und Gisela Jurke, Zu Geschichte und Bedeutung des Leistungsfähigkeitsprinzips, *Finanzarchiv N. F.* 42 - 3, 1984, S. 450 - 453, 井藤半弥『租税原則学説の構造と生成』厳松堂、1935年。
- 2) *Personalbesteuerung, Schriften des Vereins für Sozialpolitik Bd. 3*, Leipzig, 1873, *Die progressive Einkommensteuer im Staats- und Gemeinde - Haushalt, Schriften des Vereins für Sozialpolitik Bd. 8*, Leipzig, 1874.
- 3) Nasse, Über die Reform der Personalbesteuerung, in: *Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 3*, Leipzig 1873.
- 4) Adolph Held, Correferat über die Einkommensteuer, in: *Schriften des Vereins für Sozialpolitik Bd. 8*, Leipzig 1874
- 5) ただし地方税に於ける給付能力説の適合性については合意していない。この問題については別稿を期したい。
- 6) 有基的所得 *fundiertes Einkommen* とは、土地・家屋など財産所有からの所得である。かか

る所得は労働所得などと異なり、安定性・継続性という点でより高い給付能力を持つものとされ、所得税の補完税としての収益税または財産税は、かかる高い給付能力に対して重課する意味を持った。

- 7) *VerhandlungenderdrittenGeneralversammlung des Vereinsfür Sozialpolitik, Schriften des Vereins für Sozialpolitik Bd. 8, Leipzig 1875, S. 47.*
- 8) Schanz, *Zur Frage der Steuerreform in Bayern. Finanzarchiv Jg. 17, 1900, S. 529 – 531.*
- 9) Stererprinzip.
- 10) Einkommnsbegriff, S. 6.

Ⅲ 『フィナンツアルヒーフ』の 編集方針とその限界

前述のような背景を以て創刊された『フィナンツアルヒーフ』は、シャントツの立場、考え方をストレートに反映するものであった。ドイツ内外の租税制度に関する無数の情報がシャントツの目を通じて取捨選択され、掲載されたと言って過言ではないからである。そこで本節では『フィナンツアルヒーフ』の編集意図、その歴史的役割について論じたい。

シャントツの『フィナンツアルヒーフ』は、国家学に関する従来の雑誌の中でその一分野として扱われるに過ぎなかつた財政学・財政実務を、独立した専門領域として扱う雑誌として、第二次大戦前に至るまで「専ら財政学のために捧げられた唯一の重要な雑誌」¹⁾とされた。

同誌の編集意図は何よりも理論と実務とを結びつけることにあり、「財政問題全般のためのセンターとなり、また、財政実務と財政学とに密接な連関をもたらす」²⁾ことを目的とした。具体的には、個別分野の各論的研究や税制改革によって絶えず生ずる夥しい資料を「財政学のために流動化し、批判的に評価する」³⁾ことを同誌の課題としたのである。「シャントツはそれ(『フィナンツアルヒーフ』)を理論のためのみならず、財政全体の大いなる営みのためにも基

礎づけたのである」⁴⁾。

かかる意図に基づいて、同誌は財政学の理論的論文よりもその時々ライヒや各邦の租税改革に際しての法令、ドイツ内外の制度紹介、統計資料、書評などの掲載に力点を置いた。ちなみに創刊号の構成をみると、財政学・財政問題に関する論文が4本(204ページ)、財政統計・資料の紹介が5本(60ページ)、財政に関する法令の掲載が4本(111ページ)、書評が9本(47ページ)となっている。書評は毎号かなりの数の文献を扱っているがほとんどがシャントツによるもので、部分的にフォッケが分担している号も見られる。また巻末には悉皆的な出版図書目録があるが、これは20世紀に入ってから廃止された。

論文の内容については理論的なものは少なく、外国の制度紹介や各邦の財政改革に関わるものが多い。とりわけ同誌の編集上重点を置いたのは、ドイツ各邦に於ける所得税制の成立に関わる税制改革の紹介である。中でもプロイセン1891年所得税法については所得税法そのものの他、これに関するヴァグナーの長大な論文⁵⁾やミーケルの意見書⁶⁾、およびその後の経過に関する統計など、かなり重点的に取り上げた。同様にその他の邦についても、各邦の所得税導入とその後の法改正のたびにそれに関する論文や法令・資料を逐次掲載しており、これらに関する解説的論文の多くが各邦の官僚の手によるものであり、なかでも例えばバーデンのブッヘンベルガー Buchenberger、ヴェルテンベルクのシャル Schall など、蔵相による意見書の掲載も見られる。

このようにとりわけ1890年代の『フィナンツアルヒーフ』はドイツ諸邦に於ける所得税制の成立という背景の中で、諸邦税制改革に関する資料を網羅的に掲載しており、まさに「アルヒーフ」＝資料集としての性格を強く持っていた。しかし他方で、かかる編集方針の故に『フィナンツアルヒーフ』のもつ限界もあった。

第一に、私的経済と国家の関係における財政の役割、といった問題については周知のこととして誌上で敢えて触れようとしていない、とい

う点である。「三巨星」によって完成されたドイツ古典派財政学の体系は、社会的諸関係に於ける経済全体、及びそこに於ける国家経済の地位を明らかにし、それによって学問・実務上の個別領域に確たる基礎を与えた。『フィナンツアルヒーフ』もこの基礎の上に立つものであるが、それゆえにこの問題をすでに解決済みのものとし、同誌の課題を実務上の個別問題や資料・法令の掲載のみに歪小化してしまったのである。『フィナンツアルヒーフ』のこのような資料記録的な性格は「官房学から発展した我々（ドイツ財政学—引用者）の学問の古い伝統」であるところの実用主義志向にも規定される⁷⁾ものであるが、その結果、理論的な論文がほとんど掲載されず、とりわけドイツ古典派財政学者らの扱いが不十分であった。寄稿数で言うと、シュタインは創刊号に於ける租税学説史の論文のみ、ヴァグナーはミーケルの改革についての長大な論文を寄せているがそれ一度のみ、シェフレの寄稿は皆無であり、ザックスについてはフォッケによる不十分な書評があるのみである⁸⁾。理論的な論文としては、フォッケ、クラインヴェヒター、マイゼルの論文もあるが、これらはいずれも1880年代のもので、「1890年代中葉以降は興味深いテーマを扱う論文は殆どない」⁹⁾。これはこの時期「ドイツ財政学の体系形成力が衰えた」¹⁰⁾こともあるが、同誌の編集方針が法令や資料の掲載にのみ特化していったことを窺わせる。

第二に、租税制度など財政の収入面に関する研究に重点が置かれ、経費面や公企業などに関する研究があまりに少ないこと。これは当時のドイツ財政学の関心が租税論に偏していたことの反映でもある。この時期各邦で収益税から所得税への移行を中心とした直接税改革が行なわれ、この過程を租税法的・技術的側面から扱った論文が多数掲載されており、そのうちの多くはシャンツ自身によるものであるが、経費面での分析が欠如しているために、かかる直接税改革がいかなる経費の増加によって必要になったのか、ということが明らかにされていない。

シャンツの死後、編集責任を引き継いだ(1933

～1954年) テシェマッヒャーは同誌を復刊 Neue Folge として号数を改め(巻数も Jahrgang から Band へ変更)、編集方針を大きく転換させた。すなわち彼が復刊第1号に書いているように¹¹⁾ シャンツの編集は、国家経済全体の諸関係に関する研究や財政の支出面に関する研究の欠落、時事的な実務に同化し批判精神を失う、などの欠陥をもっていた。そこで新たな『フィナンツアルヒーフ』の課題は、「収入、支出管理として個別経済的に……また市場経済的に……そして国民経済学的に」¹²⁾ 財政を把握することにある、としたのである。これ以降法令や資料の掲載を廃し、研究論文の掲載に重点を置くこととなった¹³⁾。

但しシャンツ自身も、法令・統計などを優先的に載せたために理論的・分析的研究が押しやられたという点で『フィナンツアルヒーフ』の限界を自覚しており、これを補完するために『財政及び国民経済学的時事問題』Finanz- und Volkswirtschaftlichen Zeitfrage (1914～)をユリウス・ヴォルフ Julius Wolf とともに刊行した、としている¹⁴⁾。しかし前述のような『フィナンツアルヒーフ』の限界は、シャンツ自身の研究上の限界でもあった。彼は同時代の財政学、とりわけ社会政策学派にたいして批判的な立場に立つ一方で、財政学の体系は既に「三巨星によって完成されたと考え」ていた¹⁵⁾がゆえに、古典派財政学の有機的な国家論の枠組みを出ることなく、個別領域の実務的・技術的問題に埋没してしまい、同時代に於ける経済的・社会的変化と財政との関わり、経費と租税との関わり、という視点からの独自の租税論・財政学を構築するに至らなかったのである。その意味で、「思想を生み出す力はこの慎重な雑誌にはなかった」¹⁶⁾という『フィナンツアルヒーフ』の限界は、まさにシャンツ自身の限界でもあった。

注

- 1) Edwin R. A. Seligman, *Essays in Taxation*, 10th edition revised, New York, 1931 : reprint of economic classics, New York, 1969, S. 568.

- 2) Schanz, Vorwort des Herausgebers, *Finanzarchiv* Jg. 1, 1884.
- 3) Selbstbiographie, S. 28.
- 4) Franz Meisel, Geschichte der deutschen Finanzwissenschaft in 19. Jahrhunderts bis zur Gegenwart, *Handbuch der Finanzwissenschaft* Bd. 1, Tübingen 1926, S. 270.
- 5) Adolph Wagner, Die Reform der direkten Staatsbesteuerung in Preußen im Jahre 1891, *Finanzarchiv* Jg. 8, 1891 ; Jg. 11, 1894.
- 6) Denkschrift vom 2. November 1892 zu den dem preussischen Landtage vorgelegten Entwürfen der Steuerreformgesetze, *Finanzarchiv* Jg. 10, 1893.
- 7) Hans Teschemacher, Das Finanzarchiv und die Finanzwirtschaft und Finanzwissenschaft der Zeit, *Finanzarchiv N. F.* Bd. 1, 1933. S. 4.
- 8) Ebenda.
- 9) Erwin von Beckerath, Die Neuere Geschichte der Deutschen Finanzwissenschaft (seit 1800), *Handbuch der Finanzwissenschaft* 2. Aufl., Bd. 1, Tübingen 1952, S. 449.
- 10) Ebenda.
- 11) Hans Teschemacher, a. a. O., S. 1 ff.
- 12) Ebenda, S. 9.
- 13) とはいえ、テシエマッヒャー時代の『フィナンツアルヒーフ』がかかると十分な果たし得たのか、という点では疑問が残る。1955 年以降テシエマッヒャーから編集を引き継いだノイマルクは『フィナンツアルヒーフ』創刊 100 周年記念号でテシエマッヒャー時代を回顧して「編者は学問的に高い水準の論文を殆ど掲載せず、ページを埋めるために真の財政問題よりも通貨政策や秩序政策の問題ばかりを取り上げた」と、ナチに対して同誌が屈服していたことを暗に批判している。Vgl. Fritz Neumark, Hundert Jahre "Finanzarchiv", *Finanzarchiv N. F.* Bd. 42 – 3, 1984, S. 386.
- 14) Selbstbiographie, S. 26.
- 15) Beckerath, a. a. O., S. 448.
- 16) Ebenda, S. 449.

まとめにかえて

いわゆる「三巨星」によるドイツ古典派財政学の体系の成立から第 1 次世界大戦に至るまでの時期は、前述のように「ドイツ財政学の体系形成力が衰えた」と評されるが、むしろ例えばドイツ社会政策学会の成果とその後のドイツ諸邦に於ける税制改革への動きに現われるように、財政学の政策学としての地位が高まり、理論と実践との連携が強く要請された時代として捉えられるのではないと思われる。シャンツの『フィナンツアルヒーフ』はまさにかかる時期に創刊され、それゆえに「財政実務と財政学とに密接な連関をもたらす」ことを主要目的に掲げたのである。

しかしかかる使命はほとんどシャンツの個人雑誌に近い編集体制をとった同誌には荷が重すぎたきらいがある。この時期のドイツ諸邦は極めて独立性が強く、それゆえにその租税制度は極めて多様であった。その多様性の故に、「財政問題全般のためのセンター」として、夥しい資料を収集し、取捨選択するという作業だけでも膨大な労力を要したものに違いない。テシエマッヒャー以降の『フィナンツアルヒーフ』はかかる煩雑な作業に労力を割くことよりも、むしろ時事的・理論的論文を集めた「論叢」であることにつとめたのである。ノイマルクは「シャンツが 100 年前に彼の雑誌のために自ら提出した主要目的に関しては、おそらく人々が思うであろう程には、変わっていない」¹⁾としているが、シャンツが主要目的に掲げたところの「財政実務と財政学との密接な連関」という性格は今日の『フィナンツアルヒーフ』には薄く、また社会状況や学問状況の変化にともなう論文の主題や方法の変化、および編集方法の変化などを考えれば、シャンツの『フィナンツアルヒーフ』とテシエマッヒャー以降の『フィナンツアルヒーフ』とは、同じ名称を冠してはいないものの、むしろ全く別個の雑誌と捉えた方がいいのではないかと筆者には思われる。

注

- [1] Fritz Neumark, Hundert Jahre "*Finanzarchiv*", *Finanzarchiv N. F.* Bd. 42-3, 1984, S. 386.

(たけだ きみこ 京都大学大学院
日本学術振興会特別研究員)